

○日立市道路位置指定基準

昭和59年9月26日

告示第80号

(趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条、昭和45年建設省告示第1837号及び日立市建築基準法施行細則（昭和54年規則第6号）に定めがあるもののほか、必要な具体的基準を定めるものとする。

(指定道路の延長)

第2条 法第42条第1項第5号の規定に基づき位置を指定する道（以下「指定道路」という。）の延長は、別図第1に示す方法によって測るものとする。

(指定道路の幅員)

第3条 指定道路の幅員は、別図第2に示す方法によって測るものとする。

(転回広場)

第4条 令第144条の4第1項第1号ハに規定する転回広場は、別図第3の基準によるものとする。ただし、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、これと異なる基準によることができる。

(すみ切り)

第5条 令第144条の4第1項第2号の規定によるすみ切りは、別図第4の基準によるものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、これと異なる基準によることができる。

(平6告示59-2・一部改正)

(側溝等)

第6条 令第144条の4第1項第5号の規定による側溝等は、別図第5に示す構造の基準によるものとする。

2 前項の側溝等は、いつ水、滯水、漏水のおそれのないように設置し、その放流先は公共の排水路又はこれに準ずる施設に接続するものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(平元告示60・一部改正)

(防護施設等)

第7条 指定道路が、がけ地等に隣接する場合又は市長が通行の安全を確保するために必要があると認めた場合は、ガードレール、フェンス等の防護施設及びカーブミラー、街灯等の安全施設を設置

するものとする。

(標識の設置)

第8条 指定道路の標識は、別図第6に示す方法によって設置するものとする。

- 2 指定道路の標識の材質及び寸法は、別記様式のとおりとする。
- 3 指定道路の標識には、指定年度、指定番号、指定道路である旨その他市長が必要と認める事項を標示しなければならない。

(平6告示59-2・一部改正)

附 則

- 1 この告示は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 日立市道路位置指定基準（昭和54年告示第51号）は、廃止する。

附 則（平成元年告示第60号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成2年2月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の日立市道路位置指定基準の規定は、この告示の施行の日以後に位置の指定の申請を受理したものについて適用する。

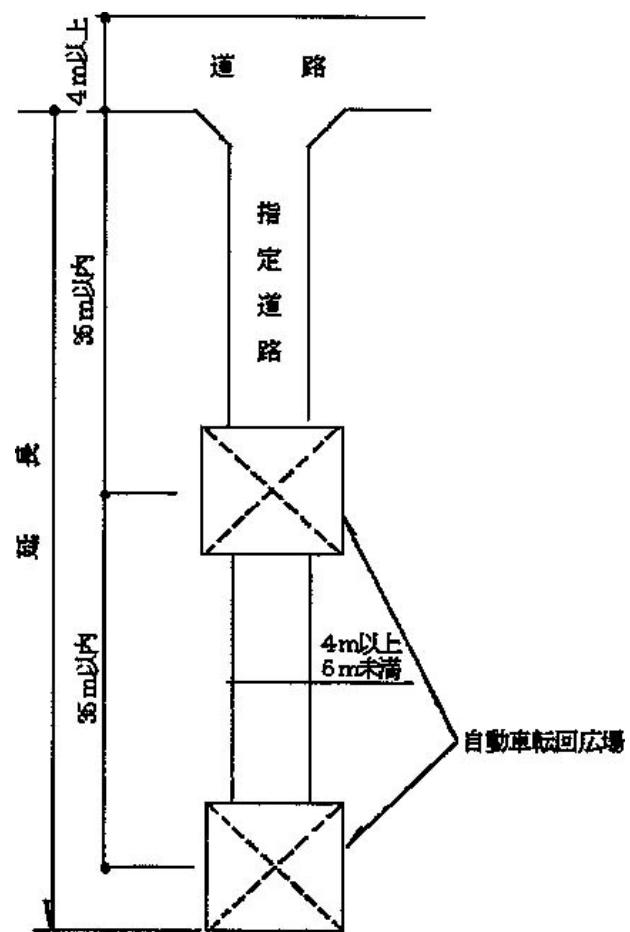
附 則（平成6年告示第59-2号）

改正後の日立市道路位置指定基準の規定は、平成6年12月1日以後に道路の位置の指定の申請を受理したものについて適用する。

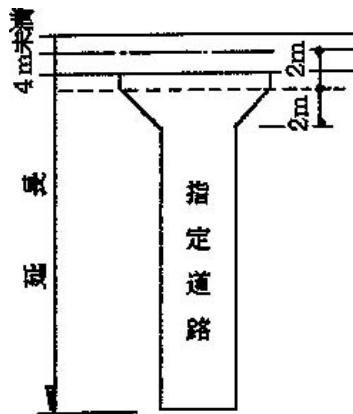
別図第1

(平元告示60・全改)

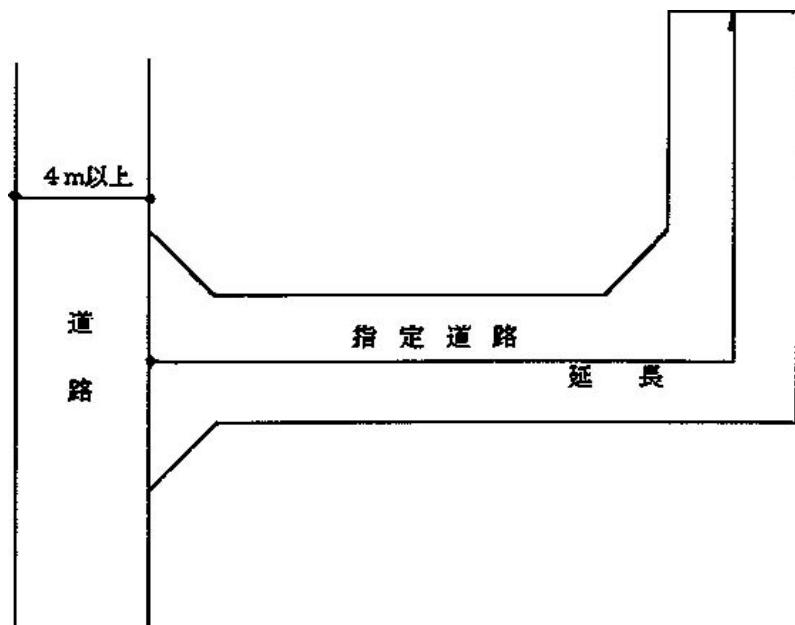
(1)



(2)



(3)

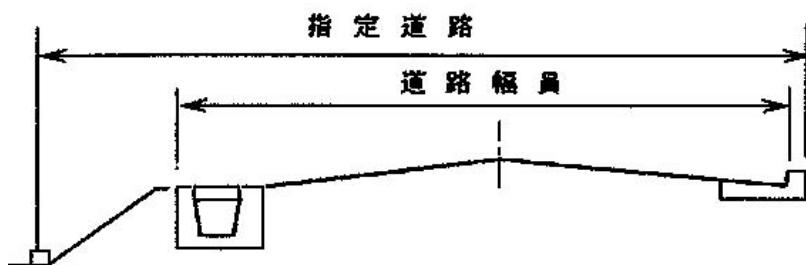
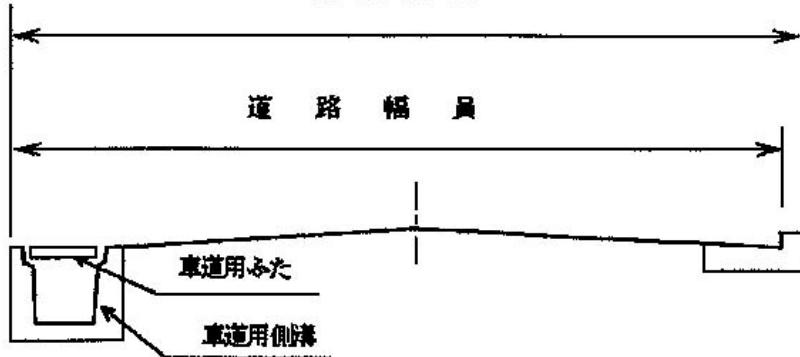


※ (延長の測り方)

道路の中心線の長さとする。

別図第2

(平元告示60・全改、平6告示59-2・一部改正)
指定道路



※ (幅員の測り方)

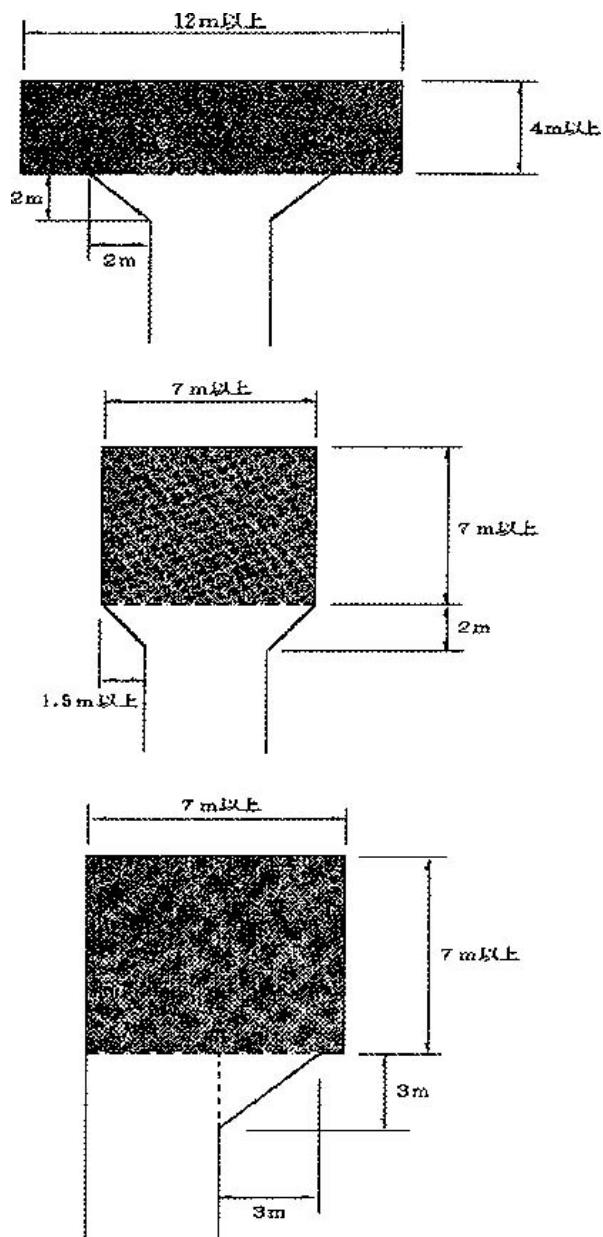
道路の中心線に直角に測る。

別図第3

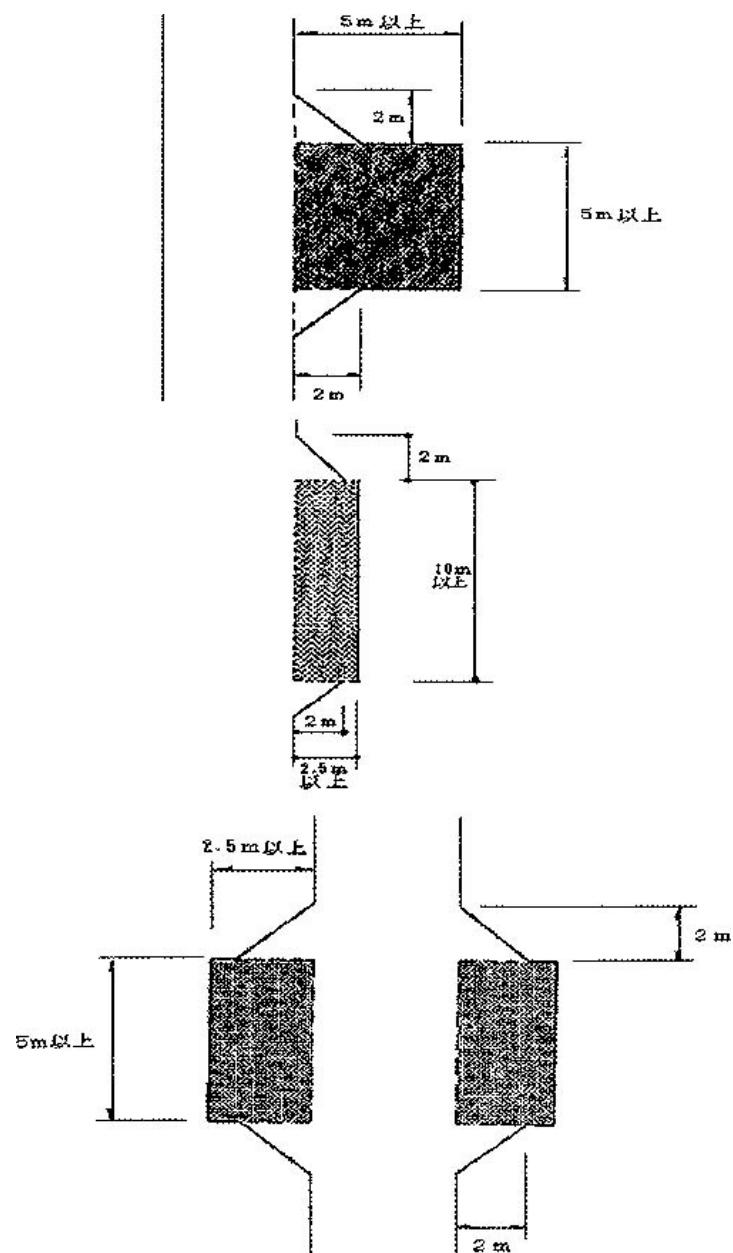
(平元告示60・一部改正)

転回広場

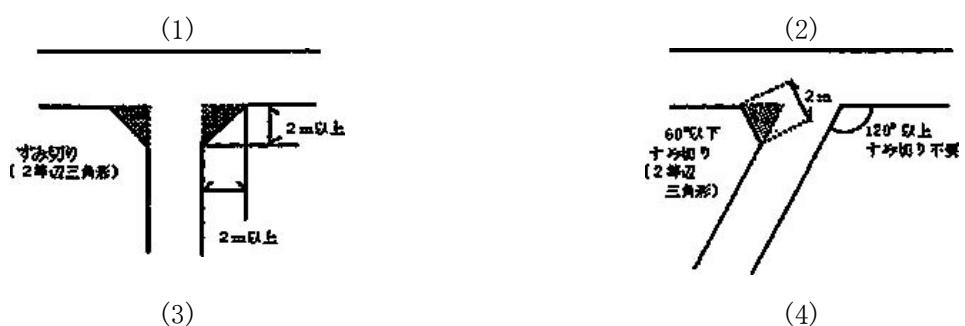
(1) 終端



(2) 区間 3.5m以内ごとの場合



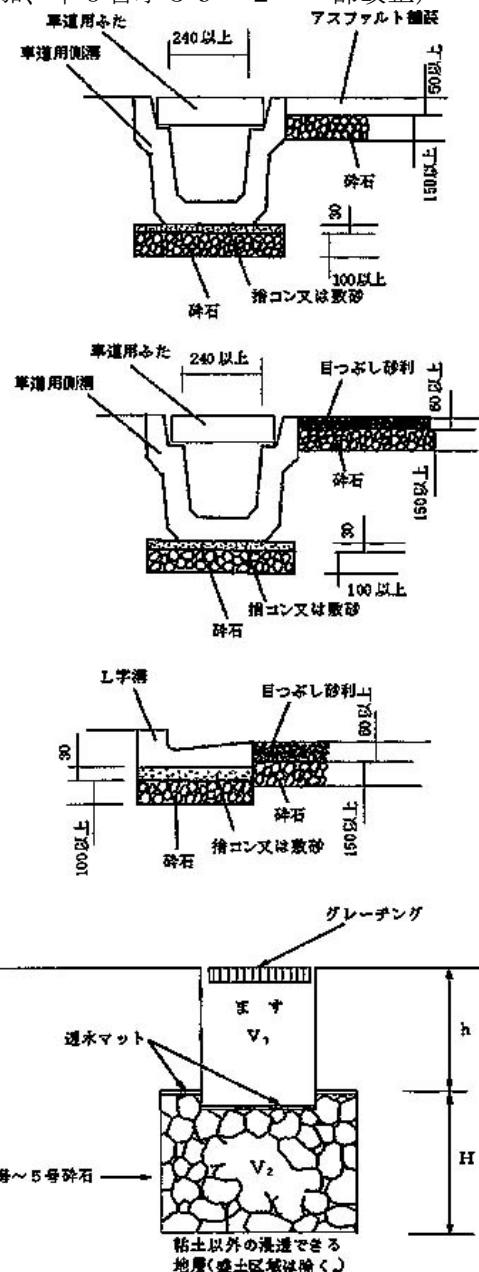
別図第4





別図第5

(平元告示60・追加、平6告示59-2・一部改正)



$$\Sigma V = (V_1 + V_2) \div () + () \dots \geq 1 / 70 \times S$$

$$V_1 = a \times b \times h \quad (m^3)$$

$$V_2 = A \times B \times H \times K \quad (m^3)$$

$$K: \text{碎石の空隙率} \quad 0.25$$

S : 道路の面積 (m²)

V : 貯留量 (m³)

(参考)

$$V = A \times f \times r$$

V : 貯留量 (m³)

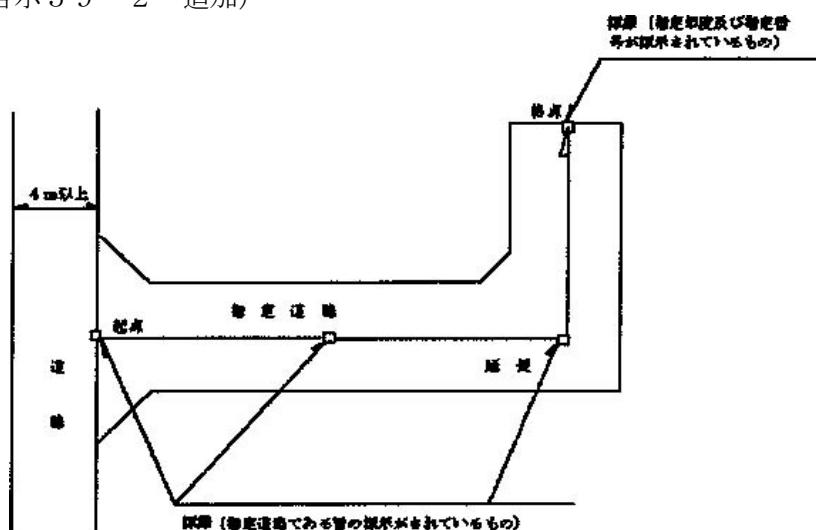
A : 排水面積 (m²)

f : 流出係数 0.5

r : 降雨量 30 mm/日

別図第6

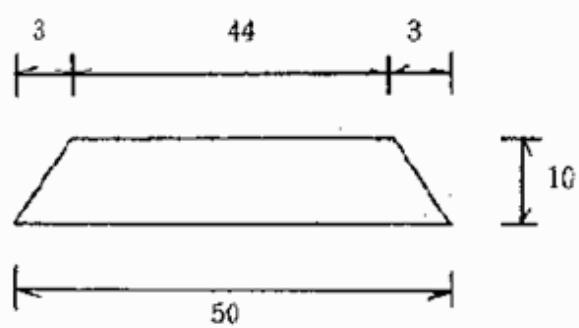
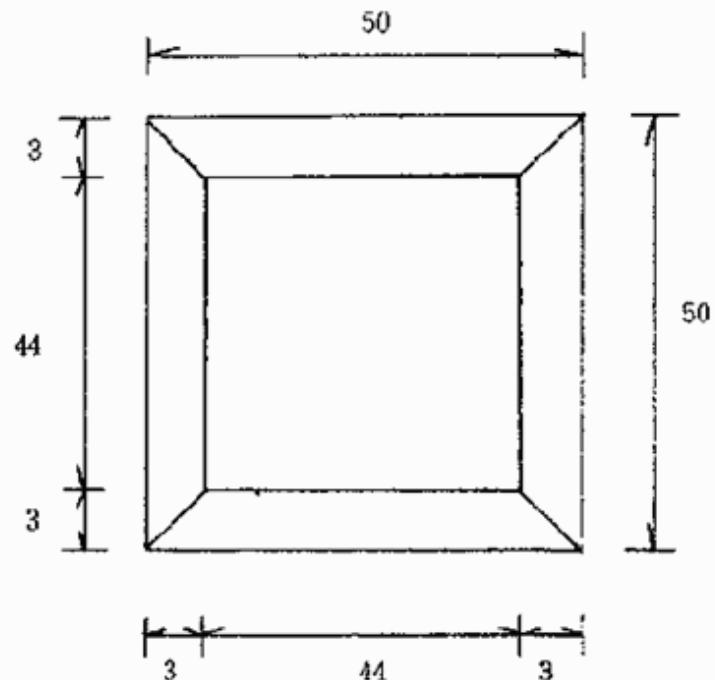
(平6告示59-2・追加)



※ (設置の方法)

道路の中心線におおむね 10mごとに設置する。

別記様式



※(標識の材質)
アルミニウムとする。